

いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 6 月

(改定 平成 30 年 10 月)

静岡県立焼津中央高等学校

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方	2
1 いじめの現状	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 基本的な考え方	3
第2章 組織の設置	5
1 名称	5
2 構成員	5
3 役割	5
第3章 いじめの防止等の対策	5
1 生徒の指導	5
2 教職員の研修	6
3 学校評価による取組の改善	7
4 年間指導計画 ※別表1	7
第4章 いじめの早期発見	7
1 アンケートの実施	7
2 面接及び相談によるいじめの早期発見	8
3 家庭との連携	8
4 相談窓口の周知	8
第5章 いじめに対する措置	8
1 いじめの情報共有の体制整備	8
2 いじめの発見・通報を受けた時の対応	9
3 いじめられた生徒・保護者への支援	9
4 いじめた生徒への指導及び保護者への助言	10
5 いじめが起きた集団等への指導及び働きかけ	10
6 関係機関への連絡・報告	10
第6章 重大事態への対処	11
1 重大事態のケース	11
2 調査結果の提供及び報告	13
3 重大事態対応フロー図	14

はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それに基づきいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国は平成 25 年 10 月 11 日に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。

これを受け、静岡県・静岡県教育委員会においても、平成 26 年 3 月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成 28 年 12 月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題克服に向けて社会総がかりで取り組んできた。このたび、「いじめの防止等のための基本方針」を国が平成 30 年 3 月 14 日に改訂したことを受け、「静岡県いじめの防止等のための基本方針」を改定した。

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」このことは、誰もが理解しているにもかかわらず、依然としていじめを背景として生徒の生命や心身に危険が生じる重大な事案が後を絶たない。

いじめから生徒を守るためには、周囲の者が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、学校においては一丸となって、いじめが起きにくい、互いを尊重し合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。いじめ問題は、安全・安心な社会をいかにして構築していくかという、学校を含めた社会全体に関する課題だともいえる。

本校においても国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じた基本的な方針の策定や法を踏まえた組織の設置等、必要な措置を講じるよう取組を進めてきた。このたび、従来からの取組を整理・改善し、学校をあげていじめが起きにくい学校文化の醸成、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関との連携等をより深めるため、いじめの防止等のための基本的な方針を改定した。

平成 30 年 10 月

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成28年度の県内の学校におけるいじめ認知件数は7,861件で、平成27年度よりも2,200件余り増加しており、児童生徒1,000人あたりの認知件数は19.3件となっている。

また、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況である。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要である。

2 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるか否かを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その子や周

りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもといじめた経験を全く持たなかった子どもはともに1割程度だとする調査結果もあり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

加えて、いじめの加害・被害という二つの関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（閉塞性ほか）に、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようすることが必要である。

4 基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を高められる学校生活づくりも未然防止の観点から重要

である。

また、これらに加え、いじめ問題を学校内のみで対処しようとするのではなく、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することが必要である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、大人が連携し生徒の些細な変化に気づく力が必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域と連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が改善しなかったりした場合、必要に応じて以下のような関係機関と連携し対応する。

- ・警察や児童相談所
- ・医療機関等
- ・人権啓発センターや法務局
- ・静岡県総合教育センター

(4) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながる。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながる。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることが必要である。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努める。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必

ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する。

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ防止の中核となる常設の組織として、学校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

2 構成員

委員長は校長とし、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当により組織する。

委員長が必要と認める場合は、学級担任や部活動顧問等の関係の深い教職員の追加や、心理や福祉の専門家、医師、警察官経験者等の外部専門家への協力依頼を可能とする。

3 役割

いじめ防止等の対策の推進及びいじめ問題への組織的対応を行う。

(1) いじめ防止等の対策の推進

取組方針、年間計画の作成のほか、情報の収集・記録・共有を図る。

(2) いじめ問題への組織的対応

委員長が通常の生徒指導委員会又は教育相談による解決が困難であると判断した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催する。

第3章 いじめの防止等のための対策

1 生徒の指導

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることが必要である。

具体的には、公民科「現代社会」、「政治経済」、「倫理」の授業をはじめ、学校における教育活動を通じて、人権意識を育て、いじめが起こりにくい土壌、いじめを見過ごさない資質の向上に努める。

(2) 人間関係づくり

ア 新学期等の人間関係の更新期に県教育委員会作成の「人間関係づくりプログラム《高校生版》」や「生きる力～ライフスキル～ ―高校生向けソーシャルスキルトレーニング・ライフスキルトレーニング―」等を活用し、新たな人間関係づくりを支援する。活用には、学級の正副担任が適切に実施にできるよう、必要に応じてスクールカウンセラー等のアドバイザーによる事前研修を受講できる場を設ける。

イ 文化祭、体育祭、修学旅行等の学校行事の場を利用して、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心のかよう人間関係づくりを支援する。

ウ 学級活動や児童会・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の場を設定する。

(3) 面談、教育相談

ア 年間2回の面接週間を設定し、面談、教育相談を実施する。

イ 悩みの相談を含め、いじめに関する情報収集を行う。アンケートでは、表現できない部分や学級内の雰囲気について、必要に応じて聞き取りを行う。

ウ 学年に応じて、面談、教育相談の内容を、進路主体のより開発的な方向にシフトする。明確な進路目標を設定し、目標達成に向けて学習に専念することは、いじめの予防に有効であると同時に、集団が進路実現という同一目標に向かって努力することでいじめが起こりにくい集団を形成することにつながるため、進路相談を実施する。

2 教職員の研修

(1) 道徳教育等の推進

ア 県教育委員会教育政策課主催の静岡県人権教育担当者研修会に参加した人権担当者から職員へ研修内容の伝達を行う。

イ 県総合教育センター主催の人権教育やいじめ問題に関する希望研修への参加を推奨する。

ウ 県内外でいじめ等の事案が発生して問題化した際には、必要に応じて、職員会議等を利用して短時間のワンポイント研修を実施する。

(2) 人間関係づくり

ア 年度当初の人間関係づくりプログラム実施に向けて、必要に応じて事前研修を実施する。

イ 校内研修のテーマの一つに人間関係づくりに関する内容を組み込む。

ウ 県総合教育センター主催の人間関係づくりに関する希望研修への参加

を推奨する。

(3) 面談、教育相談

ア 校内研修のテーマの一つに面接、教育相談、キャリアカウンセリングの考え方や技法に関する内容を組み込む。

イ 県総合教育センター主催の面接、教育相談、キャリアカウンセリング（キャリア教育）の考え方や技法に関する希望研修への参加を奨励する。

ウ 学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的志向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子どもなどが考えられる。

(4) その他

いじめ事案が発生した際に、問題解決に向け関係者によるケース会議を実施する。必要に応じて当該分野の専門家を助言者として招聘する。

3 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

4 年間指導計画

※別表 1

第 4 章 いじめの早期発見

1 アンケートの実施

(1) 実施時期及び内容

いじめの早期発見を目的としたアンケートを 6 月及び 11 月の年 2 回実施する。該当する生徒が回答しやすいよう、日常生活に関する質問項目の中にいじめに関する項目を組み入れてアンケートを実施する。

(2) 聴き取り調査

アンケートの回答内容を検討し、必要がある場合には、個別の聴き取り調査を行う。

2 面接及び相談によるいじめの早期発見

(1) 面接週間の活用（年間2回）

年間2回設定している面接週間において、必質問事項にいじめの問題を含める。

生徒 ⇄ 担任 ⇒ 学年主任・管理職

(2) 日常的相談体制の充実

日ごろから教員と生徒の人間関係づくりに努め、問題が深刻化する前に気軽に相談できる体制を構築する。学級担任に加え、部活動の顧問、相談しやすい教科担当者、教育相談室担当、養護教諭など全教職員が相談窓口になり、いじめを受ける生徒からの相談だけでなく、周囲の生徒からの情報提供がスムーズに行われる相談体制の構築に努める。

生徒 ⇄ 担任・顧問 ⇒ 教育相談担当・養護教諭

3 家庭との連携

(1) 三者面談の活用

定期面談において、いじめ問題に言及することで、保護者又は生徒から本人へのいじめや周囲の生徒へのいじめの有無や状況を把握する。

(2) 日常的な連携の充実

家庭において、いじめの被害、加害、実見等が認知された場合、速やかに学校と連絡を取り合う。事態が深刻になる前に対処できるよう、気になることは学校（担任・部顧問等）に早い段階で気軽に相談できる関係を構築する。

なお、関係構築のため、年度始めに通知等で前述の内容を保護者に周知する。

4 相談窓口の周知

学校外の相談機関にいじめの相談をした場合、相談機関から学校に連絡が入るケースがあり、いじめの早期発見に繋げるため、各学期の始めに相談窓口を生徒及び保護者に周知する。

第5章 いじめに対する措置

1 いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要がある。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びやわるふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を報告する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は校長が責任を持って県教育委員会に通告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒・保護者への支援

- (1) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (2) いじめに係る調査で把握された内容は、家庭訪問等により、迅速にいじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことなどを伝え、可能な限り不安を除去するよう努める
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者の不安を軽減するため、最も信頼関係ができていない教職員が直接の窓口となり対応する。校務分掌上の役割に固執することのないよう注意する。
- (4) 被害生徒や保護者の意向を十分に聴取し、被害生徒の不安を取り除くことを優先し、対応方法を考える。
- (5) 必要に応じて、昼休みや放課後等の教員の目が届きにくい時間帯に、校内巡視などを行う。
- (6) 被害生徒が学校に登校できない状況にある時、状況に応じて、補充可能な授業時数については、補習等の学習支援を行う。
- (7) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3

ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

4 いじめた生徒への指導及び保護者への助言

- (1) いじめを受けた生徒の保護者に併せて、いじめを行った生徒の保護者にも連絡し、理解を求めた上で協力を求める。
- (2) 初期及び中・長期的な環境調整を行うとともに、スクールカウンセラー等のこのころの専門家によるカウンセリング等の支援を行う。
- (3) 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう配慮する。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有するなどの措置を取る必要がある。

5 いじめが起きた集団等への指導及び働きかけ

- (1) いじめ行為を面白がったり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同様に良くない行為であり、自分自身の問題でもあることを理解させる。
- (2) いじめを抑止する行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的手立てを指導する。
- (3) 必要に応じて、学級、学年、部活動さらには学校全体へと再発防止に向けた指導を行い、いじめが起きにくい雰囲気醸成する。
- (4) いじめの解決は、加害生徒による被害生徒に対する謝罪で完結するものではないため、集団の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう指導を行う。

6 関係機関への連絡・報告

(1) 県教育委員会

学校の設置者である県教育委員会には、調査で把握した内容を報告するとともに、発生したいじめへの対応について指導、助言を求め適切に対応する。

(2) 警察、相談機関

いじめの内容が、暴力を振るわれたり、金品をたかられたり等の場合には

必要に応じて、警察青少年サポートセンター等に相談し対応に当たる。いじめの背景に虐待が考えられる場合には、児童相談所等と連携しながら対応する。

また、いじめられた生徒の心のケアで専門的な対応が必要な場合やいじめの側に心の問題や発達の問題が予想される場合には、必要に応じて相談機関と連携し対応に当たる。

(3) プロバイダ等

いじめが、インターネット等を介したものである場合、掲示板等への管理者に削除と証拠保全の依頼をする。管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板等のサービスを提供しているプロバイダへ削除依頼をする。以上の手段を講じても削除されない場合は、学校の教職員を対象とした携帯電話・インターネットの相談窓口である「インターネット・携帯電話違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）に相談する。

第6章 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要がある。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）を踏まえ、適切に対処する。

1 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、年間30日以上を目安に関わらず迅速に対処する。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したも

のとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

(2) 重大事態の報告及び支援の要請

重大事態が発生した場合、県教育委員会学校教育課へ事態発生について報告する。

また、事態の緊急性によっては、「静岡県こころの緊急支援チーム（CRT）」に派遣要請を行う。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて指示を受ける。

調査は、学校が主体となって行う場合のほか、必要に応じて県教育委員会が主体となって行う場合がある。

(4) 調査を行うための組織

事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。組織については、「第2章 組織の設置」における図「いじめ防止対策推進委員会の組織と教職員の任務」における「重大事態対応班」を中心に組織する。

(5) 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた生徒からの聴取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査など状況に適した調査を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

調査による事実関係の確認とともにいじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や必要に応じて学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な

場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等、事案や状況に応じて適切な調査を行う。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られた内容については、いじめられた生徒又は保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に知らせる等の配慮をする。

また、情報提供の内容・方法・時期などについて県教育委員会高校教育課の指示を受け実施する。

(2) 関係機関への連絡・報告

重大事態の内容により、警察、医療機関、静岡県こころの緊急支援チーム（C R T）等への連絡及び報告を行う。各関係機関との連絡・調整は原則として教頭が行う。

(3) 報道機関への対応

状況に応じて、報道機関への対応が必要な場合には、原則として窓口を副校長に一本化し、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、情報提供の内容・方法・時期などについて県教育委員会高校教育課の指示を受ける。静岡県こころの緊急支援チーム（C R T）が派遣されている状況下においては、県教育委員会と連携しながら対応する。

3 重大事態対応フロー図

学校用

いじめの疑いに関する情報

法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告

重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは・・・

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

調査 ☞学校の設置者が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体の場合】

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

設置者用

学校からいじめの報告

必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について学校の設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態の発生報告

学校からの報告等に基づき、結果を地方公共団体の長等への報告

重大事態とは・・・

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

調査 ⇨ 学校の設置者が調査主体を判断

【学校の設置者が調査主体の場合】

- 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- 調査結果を地方公共団体の長等に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

【学校が調査主体の場合】

- 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

【地方公共団体の長等が再調査を行う場合】

- 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

別表 1

いじめ防止対策年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1年生	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムの実施 面接週間 いじめ等相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会・学級懇談会におけるいじめ防止の呼びかけ 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭を通じての学級及び部活動における協力体制の構築 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施① 	<ul style="list-style-type: none"> (職)校内研修 部活動を通じての人間関係の深化 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムの実施 いじめ等相談窓口の周知 登校指導時の観察(2回)
2年生	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムの実施 面接週間 いじめ等相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会・学級懇談会におけるいじめ防止の呼びかけ 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭を通じての学級及び部活動における協力体制の構築 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施① 	<ul style="list-style-type: none"> (職)校内研修 部活動を通じての人間関係の深化 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムの実施 いじめ等相談窓口の周知 登校指導時の観察(2回)
3年生	<ul style="list-style-type: none"> 面接週間 いじめ等相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> PTA総会・学級懇談会におけるいじめ防止の呼びかけ 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭を通じての学級及び部活動における協力体制の構築 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施① 	<ul style="list-style-type: none"> (職)校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくりプログラムの実施 いじめ等相談窓口の周知 登校指導時の観察(2回)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生	<ul style="list-style-type: none"> 面接週間 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施② 読書週間におけるゆたかな心の涵養 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> (職)ワンポイント研修「人権教育」 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等相談窓口の周知 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度クラス編成の工夫
2年生	<ul style="list-style-type: none"> 面接週間 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施② 読書週間におけるゆたかな心の涵養 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> (職)ワンポイント研修「人権教育」 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等相談窓口の周知 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け進路説明会により保護者との連携による進路意識の高揚 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度クラス編成の工夫
3年生	<ul style="list-style-type: none"> 面接週間 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施② 読書週間におけるゆたかな心の涵養 登校指導時の観察(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> (職)ワンポイント研修「人権教育」 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等相談窓口の周知 登校指導時の観察(2回) 		

いじめ防止対策推進委員会の組織と教職員の任務		別紙1
いじめ防止対策推進のため以下の組織を設置する。委員長は校長。		
いじめ防止対策推進委員会 (委員長;校長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に応じた担当者の配置 ・ 県教育委員会との ・ 外部関係機関との連絡調整 ・ 施設の被害状況により本部等の設置場所を決定 	責任者:副校長・教頭
未然防止対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の人間関係づくりプログラム企画 ・ 生徒の人間関係づくりプログラム実施 ・ 面談による予防開発的教育相談 ・ 教職員研修 ・ 年間計画の作成及び修正 	責任者:教頭 教育相談担当、相談 アドバイザー 正副担任 研修課人権担当 教務課
早期発見対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級における観察 ・ 授業時における観察 ・ 部活動における観察 ・ 早期発見のためのアンケート 企画・作成 ・ 早期発見のためのアンケート 実施 ・ 面談による実態把握 ・ 相談体制の整備 ・ いじめ報告窓口 	責任者:教頭 正副担任 各授業担当 正副顧問 教育相談担当、生徒課担当者、相談 アドバイザー 正副担任 担任 教育相談室 教頭、養護教諭、教育相談担当 全教職員

いじめ対応委員会の組織と教職員の任務		別紙2
いじめ事案への対応のため以下の組織を設置する。委員長は校長。		
いじめ対応委員会 (委員長:校長)	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた担当者の再配置 ・指示系統の一本化の確立及び確認 ・県教育委員会との連絡(報告・指示の授受) ・CRTの要請 ・関係機関との連絡調整 ・報道機関等との対応 	責任者:副校長・教頭
いじめ措置班	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの状況及び事実の確認 ・本部への報告 ・対策案及び計画の作成 ・被害生徒への支援 ・加害生徒への指導 ・被害生徒の保護者への対応 ・加害生徒の保護者への対応 ・一般保護者への対応 ・関係集団(学級、学年、部活動)への指導・支援 	責任者:教頭 学年主任、部活動顧問 教頭、生徒課長、当該学年主任、 正副担任、部活動顧問、相談室担当 当該学年主任、正副担任、部活動正副顧問 相談アドバイザー ほか 生徒課長、正副担任、部活動正副顧問 ほか 相談アドバイザー ほか 正副担任、部活動正副顧問 正副担任、部活動正副顧問 総務課長 正副担任、学年主任、部活動正副顧問
重大事態対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事態の認知 ・事実及び経緯の確認 ・一般生徒への指導・支援 ・CRT要請の必要性の確認 ・報道対応のための資料作成 ・教育委員会への報告書類の作成 ・保護者への情報提供(資料作成) ・保護者会の開催 ・保護者会の運営 	責任者:副校長・教頭 生徒課長、学年主任 関係学年主任 教育相談室長、養護教諭 教頭、生徒課長、学年主任 教頭、生徒課長、学年主任 教頭、総務課長 総務課 総務課